



## 令和元年度決算 健全化判断比率等の公表（資料編）

### 制度の概要

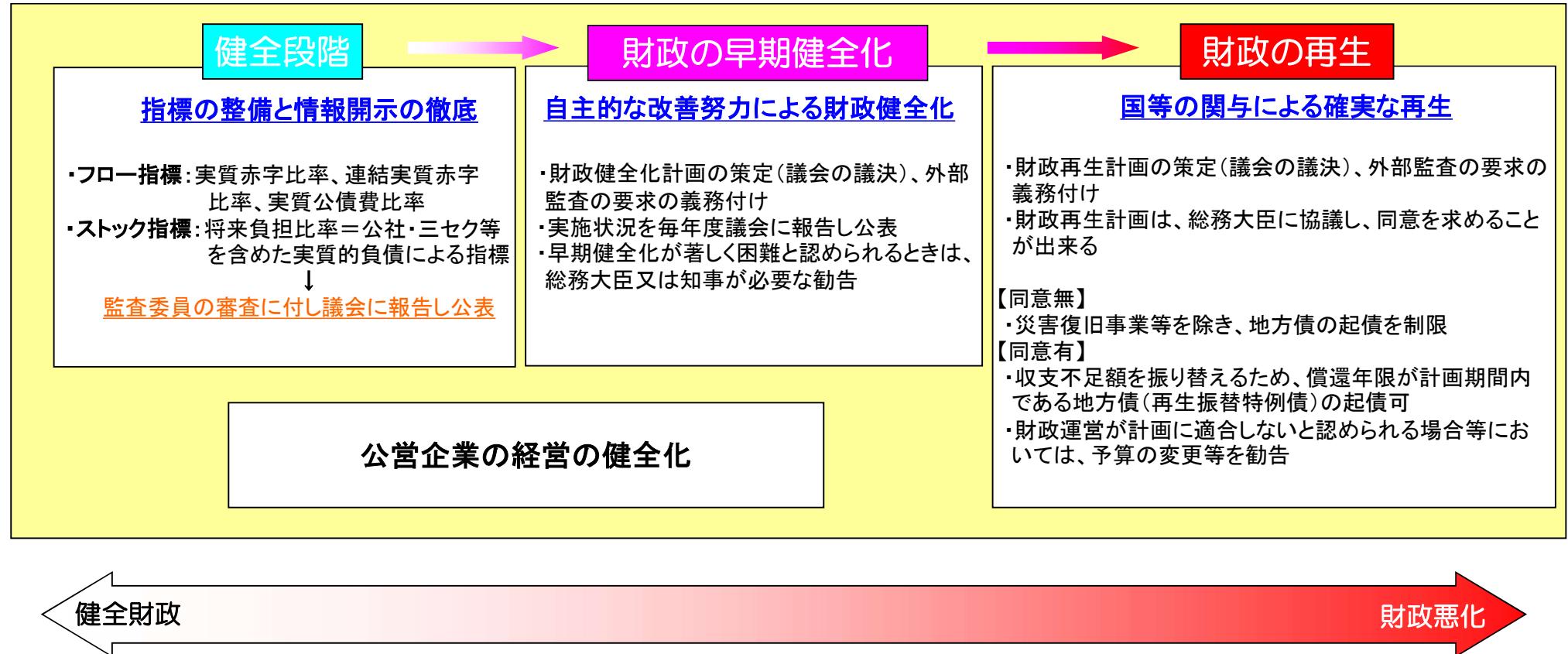
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体において毎年度の決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

これは、従来の普通会計を範囲とする指標に加え、特別会計、第三セクター等にまで範囲を広げた新たな指標を算定し、財政状況の適確な把握・早期の是正を行うことにより、財政の健全化を図り、地方公共団体の破綻を防ごうとするものです。

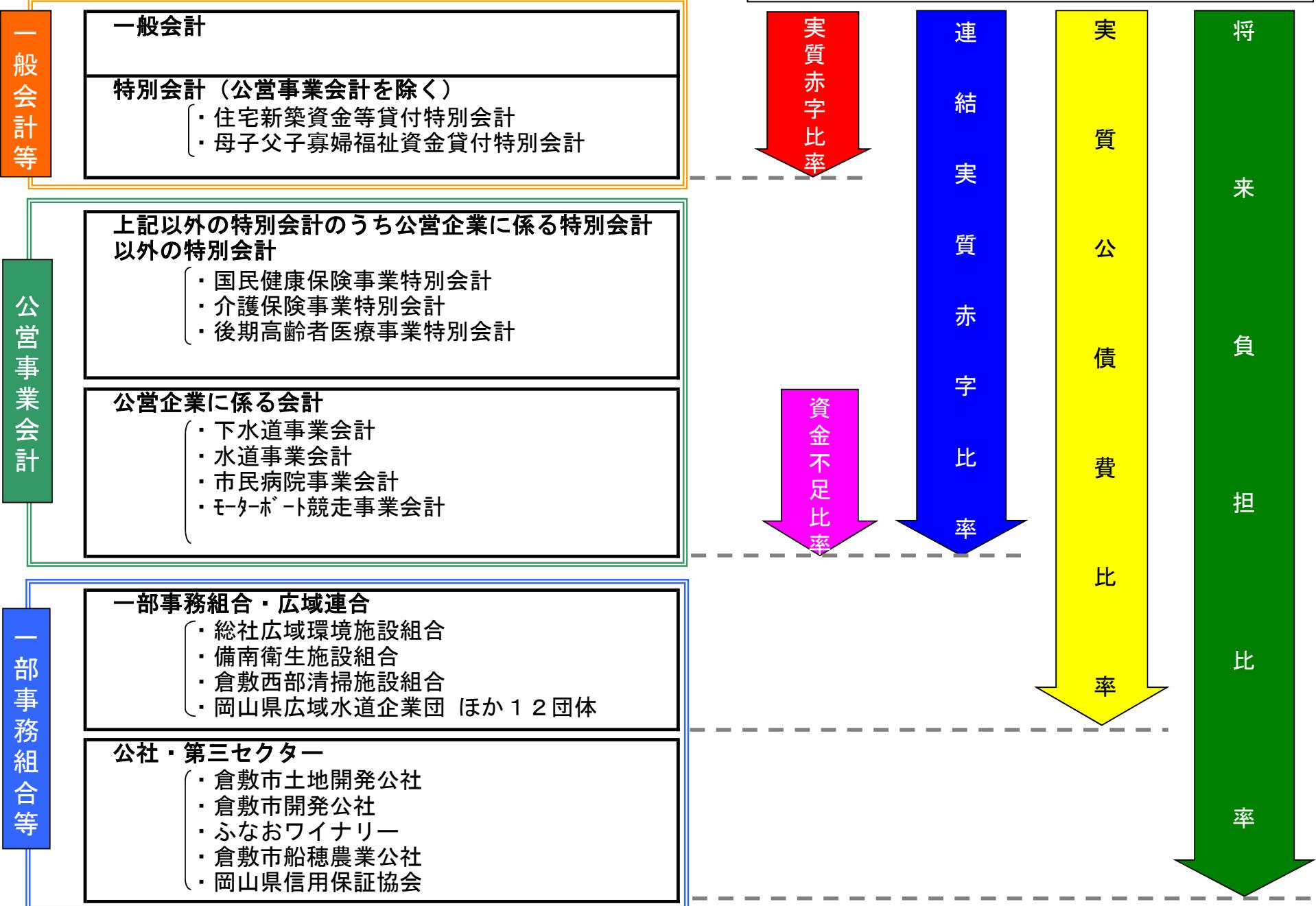
算定の結果、健全化判断比率のいずれかがイエローカードにあたる **早期健全化基準**以上の場合、**財政健全化計画**の策定を、同じく、資金不足比率が **経営健全化基準**以上の場合には**経営健全化計画**を策定することが義務付けられ、自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの健全化判断比率のいずれかがレッドカードにあたる **財政再生基準**以上の場合は、**財政再生計画**を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

(制度イメージ)



## 指標の対象となる倉敷市会計範囲



## 健全化判断比率等の対象会計範囲